

椎津川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は椎津川流域懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、地元自治体が一同に会して、情報共有・意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

(委員)

第3条 委員の定数は9名以内とする。

2 委員は千葉県知事が委嘱し、任期は2年とする。し再任を妨げない。

なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

~~3 補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。~~

(委員長)

第4条 懇談会には、委員長をおき、千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所長がこれを指名する。

2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるものとする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は必要に応じ開催することとし千葉県知事を代行し、委員長千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所長の招集により開催される。

(委員以外の者の懇談会への出席)

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局はを千葉県県土整備部に置く。

2 事務局の幹事として、千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所が懇談会の運営を行う。~~に置く。~~

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、その都度懇談会で定める。

(付則)

この規約は平成19年12月19日から施行する。

この規約は平成21年3月11日から施行する。

椎津川流域懇談会規約

(名称)

第4条 本会は椎津川流域懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第5条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、地元自治体が一同に会して、情報共有・意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

(委員)

第6条 委員の定数は9名以内とする。

2 委員は千葉県知事が委嘱し、任期は2年とし再任を妨げない。

なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 懇談会には、委員長をおき、千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所長がこれを指名する。

2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるものとする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は必要に応じ開催することとし、委員長または千葉県知事を代行し、千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所長の招集により開催される。

(委員以外の者の懇談会への出席)

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局を千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、その都度懇談会で定める。

(付則)

この規約は平成19年12月19日から施行する。

この規約は平成21年3月11日から施行する。